平成３０年（フ）第３３号
長崎県佐世保市東浜町889番地、前住所長崎県佐世保市東浜町870番地
債務者　青木　規子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
長崎県北松浦郡佐々町須崎免65番地３、前住所長崎県佐世保市瀬戸越２丁目16番23―506号
債務者　山口　智美
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
長崎県佐世保市万津町７番６号　Ｆビル301、前住所長崎県佐世保市名切町340番地12　サンヴェール名切101
債務者　池田　敏晴
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第２９９号
東京都立川市幸町５丁目37番地の９プロムナード幸303号
債務者　松尾　茂人
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３６７号
東京都羽村市小作台４丁目４番地11カーサフィオナ303
債務者　志塚　知己
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５６３号
横浜市都筑区荏田東３丁目１番18―405号
債務者　堀尾　陽美
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５６６号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目20番21号
債務者　大川　政男
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６１５号
横浜市中区本牧町１丁目12番地
債務者　熊井　愛
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６２７号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根436番地５　ローズハイム茅ヶ崎103
債務者　芝崎　正春
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６３７号
横浜市鶴見区生麦３丁目10番32号　ベアハイツ202
債務者　田口　貴子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６４０号
横浜市都筑区二の丸５番10号　アイナレアテラスＡ101
債務者　片本　真弓
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６６１号
横浜市瀬谷区瀬谷３丁目10番地51　ベイルーム瀬谷Ⅱ　201号
債務者　中村　菜摘
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６３号
愛知県豊橋市中原町東山69－２　プライムアースＥＶエナジー㈱新所原寮505号室、住民票上の住所静岡県富士宮市万野原新田3549番地　レオパレス希Ⅱ104号室
債務者　多田　勉
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第７２号
愛知県蒲郡市水竹町下青山８番地１
債務者　征矢　彰子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第３９号
長崎県佐世保市白岳町836番地６　野田２Ｆ、前住所長崎県佐世保市長坂町524番地２
債務者　冨永　淳子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係